

横浜市公告第 160 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年3月25日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜新都市ビル

西区高島二丁目29番4号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

横浜新都市センター株式会社

代表取締役 小 谷 昌

西区高島二丁目12番6号

ほか

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時 ほか	開店時刻 午前9時 (一部午前7時) 閉店時刻 午後9時 (一部午後11時) ほか(変更箇所は届出書記載のとおり)
来客が駐車場を利用することができる時間帯	東口地下駐車場 午前6時から午前0時まで ほか	東口地下駐車場 午前6時から午前0時まで ほか(変更箇所は届出書記載のとおり)

(4) 変更する年月日

令和3年3月1日

- (5) 変更する理由  
営業計画変更のため ほか
- 2 届出年月日  
令和3年2月26日
- 3 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課